

別表 指定申請等(給水)に係る提出書類早見表(水道法に基づく届出の区分)

提出書類 届出内容		指定申請書	機械器具調書	誓約書	主任技術者選任・解任届出書	指定事項変更届出書	廃止・休止・再開届出書	商業登記簿(全部事項証明書)	定款または寄付行為の写し(注)	住民票	主任技術者免許証または主任技術者証の写し	指定書の返納	提出期限
指定申請(法人)	(法第25条の2) (施行規則 18条~20条)	○	○	○				○	○		○		
指定申請(個人)		○	○	○						○	○		
主任技術者の選任	(法第25条の4) (施行規則 21条, 22条)				○						○		遅滞なく
主任技術者の解任					○								
変更等	氏名または名称(法人)			○		○		○	○			○	変更のあった日または廃止・休止した日から30日以内
	氏名または名称(個人)			○		○				○		○	
	法人の代表者			○		○		○	○			○	
	個人の代表者			○		○				○		○	
	住所(法人)					○		○	○				
	住所(個人)					○				○			
	法人の役員			○		○		○					
	事業所の名称・所在地(支店・営業所)					○							
	事業の廃止				○		○						
	事業の休止						○						
事業の再開						○						再開日から10日以内	

(注) 定款については、原本証明の記載と押印をおねがいたします。